

三重労働局発表
平成19年9月28日

担 当	三重労働局 雇用均等室 室長 中島 則子 室長 補佐 室谷 留美 電話 059-226-2318 FAX 059-228-2785
--------	--

次世代育成支援対策推進法に基づく 認定を県内企業2社が取得しました！ ～ 平成19年度上半期分 ～

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出をし、当該行動計画の目標を達成したことなど一定の基準（参考1）を満たした企業は、「基準適合一般事業主」（参考2）として三重労働局長の認定を受けることができ、平成19年4月から認定申請が始まりました。

三重労働局管内では、平成19年9月28日現在2社が認定を取得しており、認定企業名及び取組内容等は以下のとおりです。

企業名（所在地）	
株式会社 三重銀行	（四日市市） <small>（認定順）</small>
マックスバリュ中部株式会社	（松阪市）

※認定を取得した企業は、
次世代認定マーク：愛称「くるみん」を
利用することができます。



取組内容の概要

1. 株式会社 三重銀行

◆ 行動計画の内容 ◆

- ☆ 育児休業の取得状況を男性は1名以上、女性職員は70%以上にする
- ★ 妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した職員に対し、就業が可能となった時点で優先的に雇用を行う
- ☆ 職場優先の意識を是正するための啓発講座を開催する
- ★ インターンシップの受け入れを実施する

2. マックスバリュ中部株式会社

◆ 行動計画の内容 ◆

- ☆ 産前・産後休業、育児休業、時間外労働・深夜業の制限等の諸制度の従業員への周知
- ★ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得促進
- ☆ 育児休業取得者の円滑な復職のための支援
- ★ 子の看護休暇の制度や短時間勤務の制度を法以上に改定
- ☆ 育児休業の取得状況を男性1名以上、女性70%以上取得とする

● 認定とは・・・

(参考1)

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、事業主は、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定し、当該計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には、申請を行うことにより、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けるためには、以下の認定基準を全て満たす必要があります。

認定基準 1	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
認定基準 2	行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること
認定基準 3	策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
認定基準 4・5	計画期間内に、男性の育児休業取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上であること
認定基準 6	3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること
認定基準 7	次の①から③のいずれかを実施していること ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
認定基準 8	法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

● 「基準適合一般事業主」の認定を受けると・・・

(参考2)

認定を受けた事業主は、その旨を示す表示（次世代認定マーク：愛称「くるみん」）を広告、商品などにつけることができるようになり、認定を受けた企業であることを対外的に示すことができます。

表示をつけることにより、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることが広く周知されることになり、企業等に雇用される従業員のモラルの向上や、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の定着などが期待されます。



次世代認定マーク: 愛称【くるみん】

【次世代認定マークを使用できるものについて】

以下のものに、次世代認定マークを使用することができます。

- ① 商品またはサービス*
- ② 商品、サービスまたは事業主の広告
- ③ 商品又はサービスの取引に用いる書類又は通信
- ④ 事業主の営業所、事業所その他事業場
- ⑤ インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ⑥ 労働者の募集の用に供する広告又は文書

※サービスに表示するとは、例えば、サービス提供時に着用する制服に表示したり、サービスを提供する車両等に表示すること等です。